

17 散布作業後

警告

洗浄液・容器の取扱い

- 使用後の機体・散布装置は、十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理してください。
- 空容器は十分洗浄してから自治体の指示に従って廃棄してください。

1) 薬剤タンク内を洗浄します。

- ① タンク内に薬剤が残っていた場合には、残液を受ける容器を予めドレンキャップの下に置きます。
- ② ドレンキャップを開けて、残液を回収します。
- ③ 薬液回収容器を交換し、タンク内を清水できれいに洗い流します。
- ④ 吸水ストレーナを洗浄します。
- ⑤ 噴霧コック部のラインストレーナを掃除します。
- ⑥ 薬剤タンク内に清水を補給します。(30ℓ位)
- ⑦ 噴霧用ポンプクラッチを[ON]にしてノズルから噴霧して配管内の洗浄を十分行います。

2) 本機の清掃

注意

- 電装品には水を掛けないでください。特に高圧による洗浄水を直接掛けないでください。故障の原因になります。
- エンジンは水洗いしないでください。

- ① 清水できれいに洗浄します。(シートを掛ける時は完全に乾いてから行います)
- ② 薬剤を保管庫に戻し、鍵を掛けて保管します。農業使用日誌に使用量を記録します。
- ③ 使用した容器を洗浄します。
- ④ 本機を保管場所に入れます。
- ⑤ エンジンを停止させ、燃料コックを閉じます。

3) 保護具を洗浄します。

4) 衣服を脱ぎ、洗います。全身も洗います。

18 保守点検

注意

- 点検整備を行う時は、必ずエンジンを停止し、走行クラッチを[駐車ブレーキ]の位置にしてから行ってください。
- エンジンを掛けた状態で点検、整備を行う必要がある場合は、自分で行わず必ず販売店のサービス担当者に依頼してください。

● 機械を安全に効率良く使用し、長持ちさせる為に、次の表に基づいて点検整備を行ってください。

| 点検整備項目 | | 25時間毎 | 50時間毎 | 100時間毎 | 200時間毎 |
|--------|---------------|-----------------------|---------|----------------|----------------|
| 噴霧用ポンプ | オイル交換 | | 初回 50時間 | ◎ | SAE10W-30 0.6ℓ |
| | ピストン部の点検 | | | ● | |
| | 調圧弁の点検 | | | ● | |
| エンジン | エンジンオイルの交換 | 初回 25時間 | ◎ | SAE10W-30 0.7ℓ | |
| | 点火プラグの清掃・点検 | | | ● | |
| | 燃料コックの清掃・点検 | | ◎ | | |
| | 燃料パイプの交換 | 3年(但し、必要に応じて交換してください) | | | |
| | 燃焼室のカーボン除去 | | | ● | |
| | 気化器・タンクの清掃 | | | | ● |
| | バルブ隙間の点検調整 | | | ● | |
| 台車 | 変速機のオイル交換 | | | ● | ギヤオイル#90 1.7ℓ |
| | クローラの張り調整 | | | ● | |
| | クローラのグリスアップ | | ◎ | | |
| | 警告・操作ラベルの損傷 | | ◎ | | |
| | 旋回レバー | 初回 | ● | | |
| | 走行クラッチレバー | 初回 | ● | | |
| | 噴霧用ポンプクラッチレバー | 初回 | ● | | |
| | ブレーキ | 初回 | | ● | |

● 専門知識や工具、技術が必要ですので、販売店に依頼してください。

◎ 使用者が実施しても良い項目です。